

# 病床数適正化緊急支援事業（令和7年度繰越分）の概要（1/2）

## 給付金概要

### (1) 目 的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を支援する。

### (2) 給付金の支給額（基金の範囲内で支給）

【稼働病床】削減病床1床あたり **4.104千円** 【休 床】削減病床1床あたり **2.052千円**

### (3) 県への申請受付期間

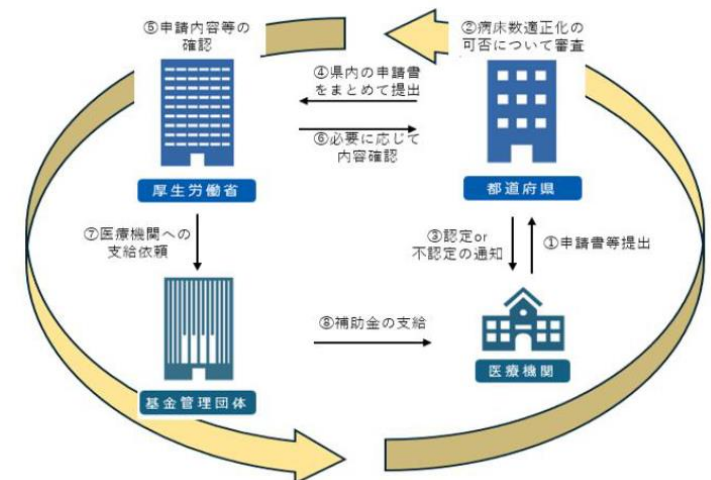
第1回 **令和8年6月23日(火)～7月14日(火)**

第2回 厚生労働省から後日提示予定

※県から厚生労働省への提出期限：令和8年8月24日(月)

### (4) 申請手続きの流れ

医療機関(申請サイトに登録) ⇒ 県 ⇒ 厚生労働省  
⇒ 基金管理団体(給付金支給)※(一財)医療経済研究・社会保険福祉協会



### (5) 申請方法

申請サイト又は厚生労働省ホームページから申請様式及び口座振込申出書を、兵庫県ホームページから【兵庫県様式】確認書を、それぞれダウンロードして必要事項を記入し、申請サイトにアップロードして申請

# 病床数適正化緊急支援事業（令和7年度繰越分）の概要（2/2）

## 給付金概要

### （6）確認・審査等

#### ① 地域医療構想調整会議における協議・報告

病床種別及び削減数に関わらず、地域医療構想調整会議で未協議・未報告の場合や下記のア～エに該当する場合は、厚生労働省への申請期限までに地域医療構想調整会議で協議

#### 【調整会議における協議の要点】

他医療機関での受入や在宅・外来医療等による代替等により、必要な地域医療提供体制が確保・維持可能か調整状況も踏まえて協議（ア～ウは原則、支給対象外であるため、地域医療提供体制に影響がないか、医療機能の再編・統合など地域医療構想の実現に資する取組と認められるか等について議論）

ア 申請日時点又は削減で今後、入院医療を受入停止する場合（無床診療所への変更含む）

イ 申請日時点で廃院又は令和9年3月31日時点で廃院予定の場合

ウ 圏域の許可病床数が必要病床数を下回っている病床機能の病床を削減する場合

エ 現に患者が入院している病床を削減する場合

※令和8年6月22日時点で削減済みの病床は協議不要、ただし、地域医療構想調整会議で未協議・未報告の場合は地域医療構想調整会議での報告が必要

#### ② 県における審査

ア 県において、医療機関が申請サイトにアップロードした申請書類一式に不足がないか、記載内容に不備がないかについて形式審査を行い、県から各圏域の地域医療構想調整会議事務局に圏域内の申請内容をリスト化したものを提供

イ 地域医療構想調整会議における協議結果、休床の状況等の確認などを行い内容審査